

## 市立学校の教育職員に係る超過在校等時間の公表について(令和4年度第4四半期)

### 1 公表に向けた考え方

- 市教委では、「帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン」において、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間（超過在校等時間）を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする目標を掲げている。
- 市立学校において、令和2年度に導入した勤務時間管理システムにより把握される教育職員の超過在校等時間を定期的に公表し、働き方改革に関する各般の取組状況を互いに確認することなどにより、長時間勤務の縮減に向けた実効性を確保する。

### 2 市立学校の教育職員に係る超過在校等時間の状況

区分	学校種別	超過在校等時間別人数		全職員平均
		45時間以下	45時間超	
令和5年 1月分	小学校 (26校)	596名 (97.4%)	16名 (2.6%)	17時間35分
	中学校 (14校)	246名 (75.2%)	81名 (24.8%)	32時間34分
令和5年 2月分	小学校 (26校)	537名 (88.8%)	68名 (11.2%)	26時間30分
	中学校 (14校)	212名 (65.4%)	112名 (34.6%)	36時間17分
令和5年 3月分	小学校 (26校)	481名 (81.0%)	113名 (19.0%)	31時間22分
	中学校 (14校)	199名 (60.7%)	129名 (39.3%)	39時間12分

#### 〈補足事項〉

- ※ 教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等をいいます。
- ※ 在校等時間とは、教育職員が在校している時間を基本とし、校外で活動する時間を加え、自己研さんその他業務外の時間及び休憩時間を除いた時間をいいます。
- ※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には同後期課程を含みます。